

八頭町公共施設等総合管理計画

鳥取県八頭町

平成29年3月
(令和4年3月一部改訂)

目次

第1章 概要

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 保有する公共施設等の現状

1. 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. インフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 対策の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 公共施設の改修・更新に係る経費

1. 全体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. インフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4. 長寿命化対策による試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第4章 八頭町の現状と課題

1. 人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第5章 公共施設の適正管理に関する基本的な考え方

1. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 計画の対象財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4. 取組体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
5. 情報管理・共有の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
6. 固定資産台帳の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7. 環境等への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第6章 基本方針の具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第7章 施設類型ごとの基本方針

1. 公共施設
 - (1) 庁舎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (2) 学校教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (3) 社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (4) 社会体育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (5) 公民館・集会所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - (6) 児童福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(7) 保健・福祉施設	20
(8) 観光施設	20
(9) 農業関係施設	20
(10) 町営住宅	20
(11) 消防・防災施設	21
(12) その他施設	21

2. インフラ施設

(1) 道路施設	21
(2) 河川管理施設	22
(3) 上水道施設	22
(4) 下水道施設	22
(5) 林道施設	22
(6) 情報基盤設備	23

用語集	24
-----	----

参考資料

公共施設一覧	26
--------	----

第1章 概要

1. はじめに

現在、我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっています。

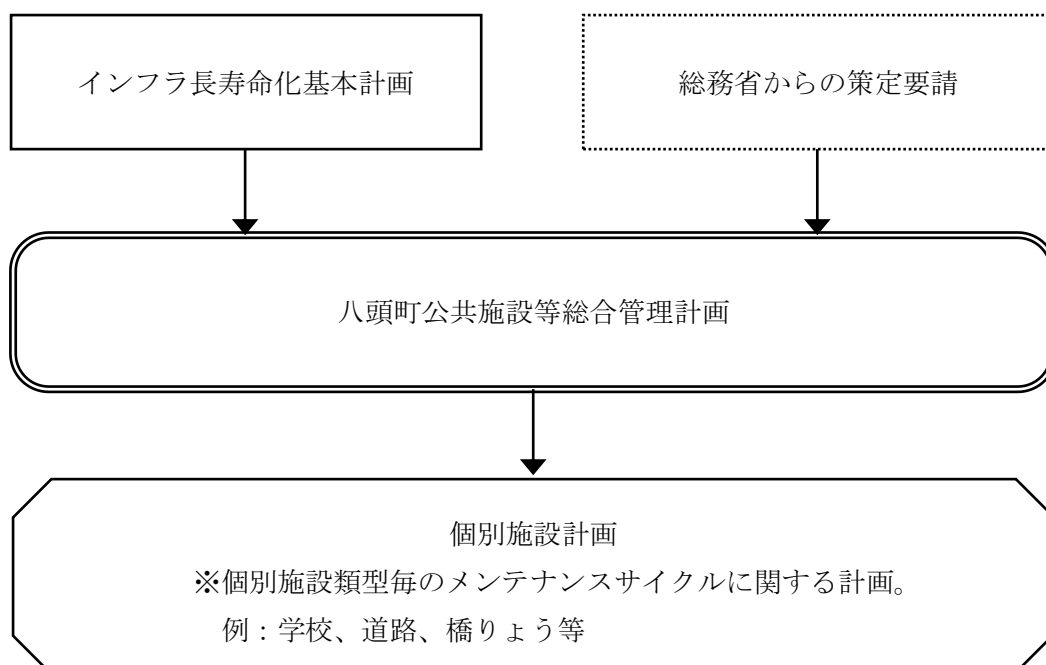
各地方公共団体では、高度経済成長期に数多く整備された公共施設等の大規模修繕や建て替えを一斉に行う時期を迎えますが、その一方で長期的な人口減少による税収の減少、少子高齢化社会の進行による扶助費等の増大が見込まれ、より厳しい財政状況が続くものと想定されます。

八頭町においても、上記問題に対応しつつ健全で維持可能な財政運営を行っていくため、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行って財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正配置を実現することを目的として本計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、本町の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画と位置づけるとともに、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画、並びに平成26年4月の総務大臣通知において地方公共団体に対し策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

また、既存及び今後策定する個別施設計画の上位の方針として位置付けます。



第2章 保有する公共施設等の現状

1. 公共施設

八頭町が保有する庁舎や学校教育施設等の公共施設は277施設、総延床面積は約167,000㎡となっています。

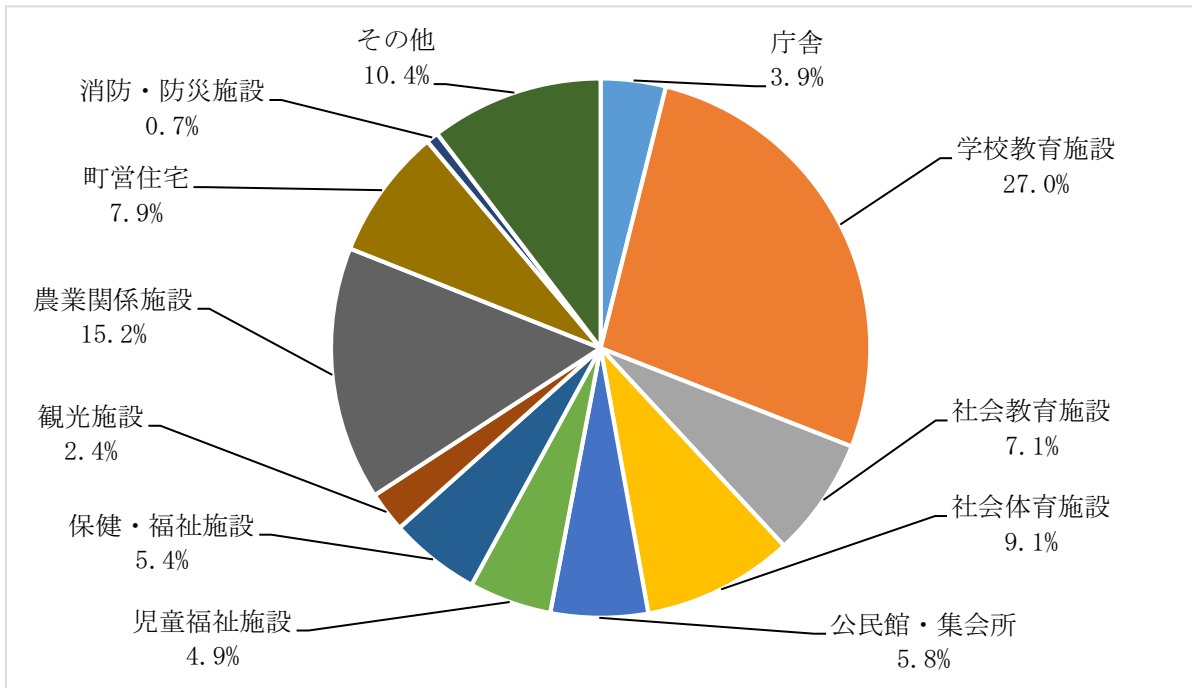
施設分類別に面積割合を見ると、学校教育施設が全体の19.4%と最も多く、続いて農業関係施設が15.2%、町営住宅が7.9%、社会教育施設が7.3%を占めています。

また、建築後30年以上経過している施設数は全体の約45%を占めていますが、10年後には約70%が30年以上経過することになり、公共施設の老朽化が進んでいます。

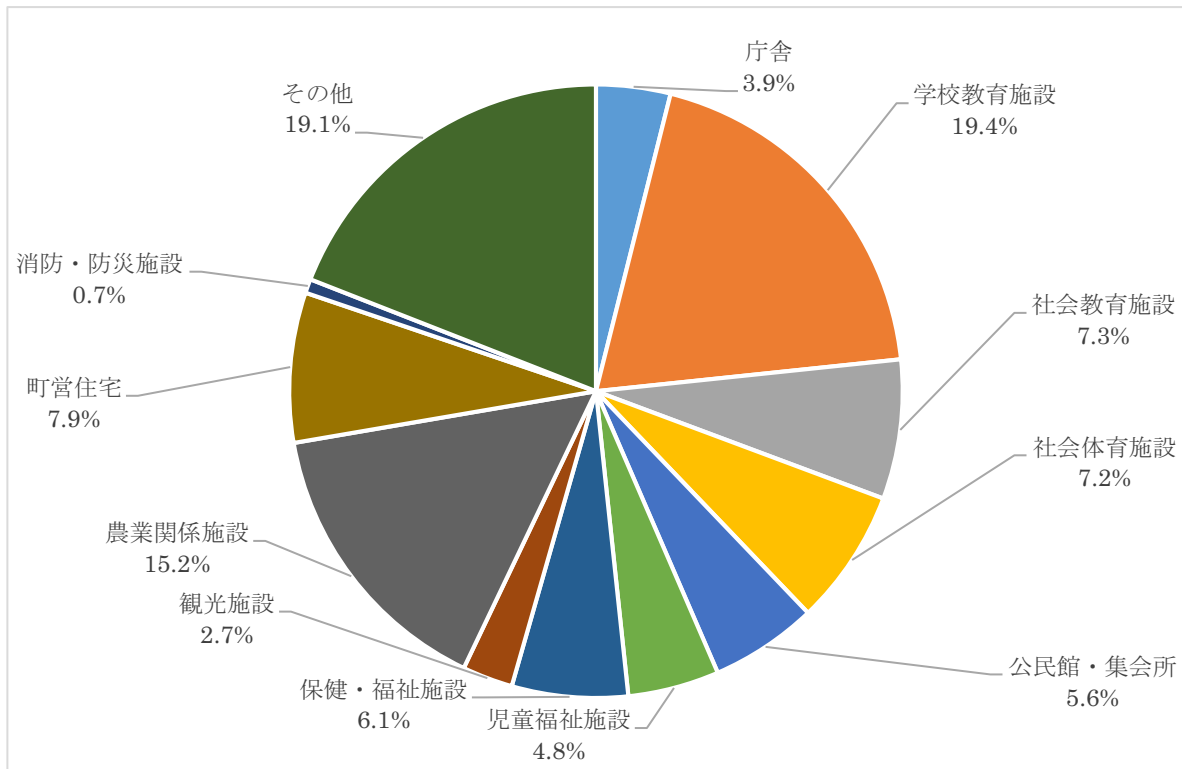
【公共施設一覧】

施設分類	内 訳	H28.4.1 現在		R3.4.1 現在	
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
庁舎	役場本庁舎、船岡庁舎、八東庁舎	3	6,542	3	6,542
学校教育施設	八頭中学校、郡家西小学校など	9	45,343	5	32,459
社会教育施設	中央公民館、郡家図書館、八東体育文化センターなど	19	11,986	19	12,280
社会体育施設	郡家体育館、隼プール、八東総合運動公園など	17	15,201	13	11,972
公民館・集会所	各改善センター、各集会所など	57	9,783	55	9,438
児童福祉施設	郡家保育所、子育て支援センター、船岡児童クラブ、八東児童館など	23	8,297	20	8,044
保健・福祉施設	郡家保健センター、済美地区福祉施設など	9	9,129	11	10,219
観光施設	姫路公園、竹林公園、八東フルーツ総合センターなど	12	4,063	13	4,448
農業関係施設	各農機具保管庫、各共同作業場など	42	25,489	41	25,418
町営住宅	各団地・改良住宅など	19	13,204	19	13,204
消防・防災施設	八東地区第1分団消防車庫、各消防格納庫、防災備蓄倉庫など	18	1,238	18	1,238
その他施設	除雪車車庫、郡家駅前自転車置場、バス車庫など	50	17,381	60	31,842
計		278	167,656	277	167,104

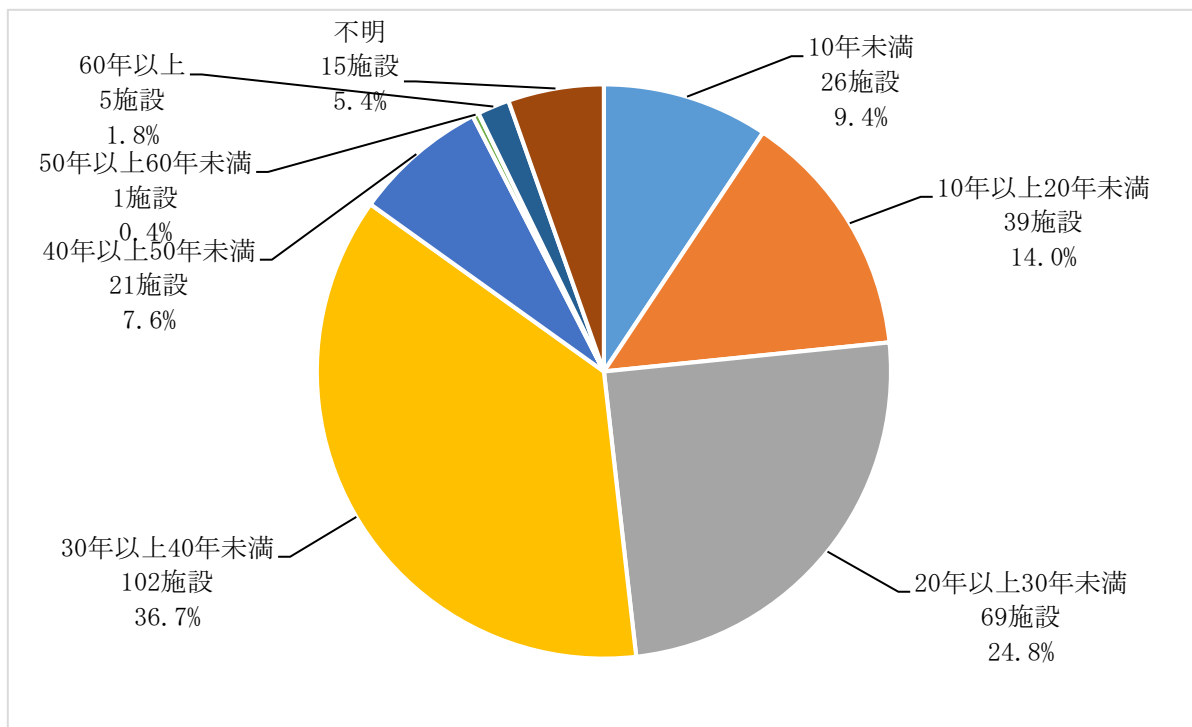
【施設分類別構成比】 H28. 4. 1 現在



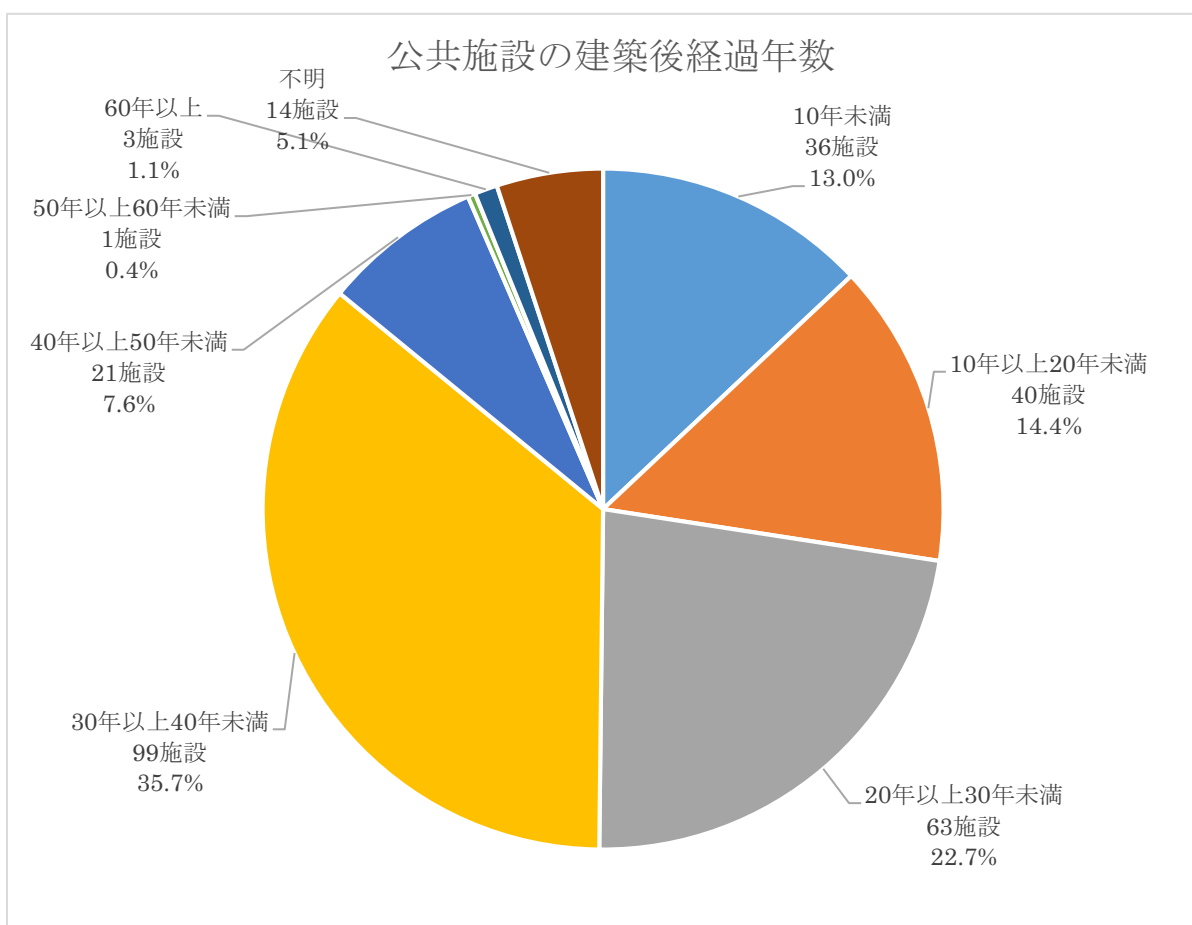
【施設分類別構成比】 R3. 4. 1 現在



【建築後年数毎の施設数割合】 H28. 4. 1 現在



【建築後年数毎の施設数割合】 R3. 4. 1 現在



※施設保有量の推移

	計画策定時	H28	H29	H30	R1	R2
延床面積	167,656	169,065	169,259	169,043	169,248	167,104
計画策定時比	-	100.84%	100.96%	100.83%	100.95%	99.67%

2. インフラ施設

八頭町が保有する道路や橋梁等のインフラ施設の状況は以下のとおりで、道路延長約253km、橋梁249橋などとなっています。

【インフラ施設一覧】

施設分類	内 訳	数 量	
		H28.4.1 現在	R3.4.1 現在
道路施設	道路(延長)	250,922m	252,913m
	橋梁(橋長 2m 以上)	247 橋	249 橋
	トンネル	2 箇所	2 箇所
河川管理施設	河川	500m	500m
上水道施設	水源施設、配水施設等	43 施設	44 施設
	管渠	205,320m	210,000m
下水道施設	排水処理施設等	17 施設	17 施設
	管渠	206,000m	208,000m
林道施設	林道(延長)	-	69,535m
	林道橋	-	-
情報基盤設備	光ファイバ、ブロードバンド施設、CATV放送設備等	-	-

※有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の所得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して試算の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。耐用年数の65%以上が経過しており、施設の老朽化が確実に進行しています。

	H28	H29	H30	R1
有形固定資産減価償却率	61.5%	63.5%	65.0%	66.7%
類似団体平均値	63.0%	64.4%	64.2%	-

【算定式】

有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 / (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)

3. 対策の実績

平成28年度以降に行った対策（譲渡、除却、貸付、転用）の主な実績は次のとおりです。

【譲渡施設一覧】

施設名称	延床面積（㎡）	取得年月日	対策実施年度
細見集会施設	150.05	昭和47年6月22日	平成28年度
下町五班農機具保管庫	70.90	昭和56年2月16日	令和2年度
下町第五班集会所	138.76	平成7年3月9日	令和2年度

【除却施設一覧】

施設名称	延床面積（㎡）	取得年月日	対策実施年度
旧下私都プール	658.34	-	平成30年度
旧中私都プール	728.50	-	平成30年度
東市場集会所	151.28	昭和53年1月	平成30年度
旧安部小学校プール	449.00	平成3年12月27日	平成30年度
済美プール	598.42	平成元年7月	令和2年度
大江国民体育館	500.00	昭和58年4月12日	令和2年度

【貸付施設一覧】

施設名称	延床面積（㎡）	取得年月日	対策実施年度
旧隼小学校	3,118.00	平成6年2月28日	平成29年度
旧八東学校給食共同調理場	306.25	昭和60年3月30日	平成29年度
旧大江小学校	2,453.58	平成3年2月28日	平成30年度
旧船岡中学校	3,090.00	昭和47年	令和元年度
旧安部小学校の一部	341.46	昭和64年1月7日	令和元年度

【転用施設一覧】

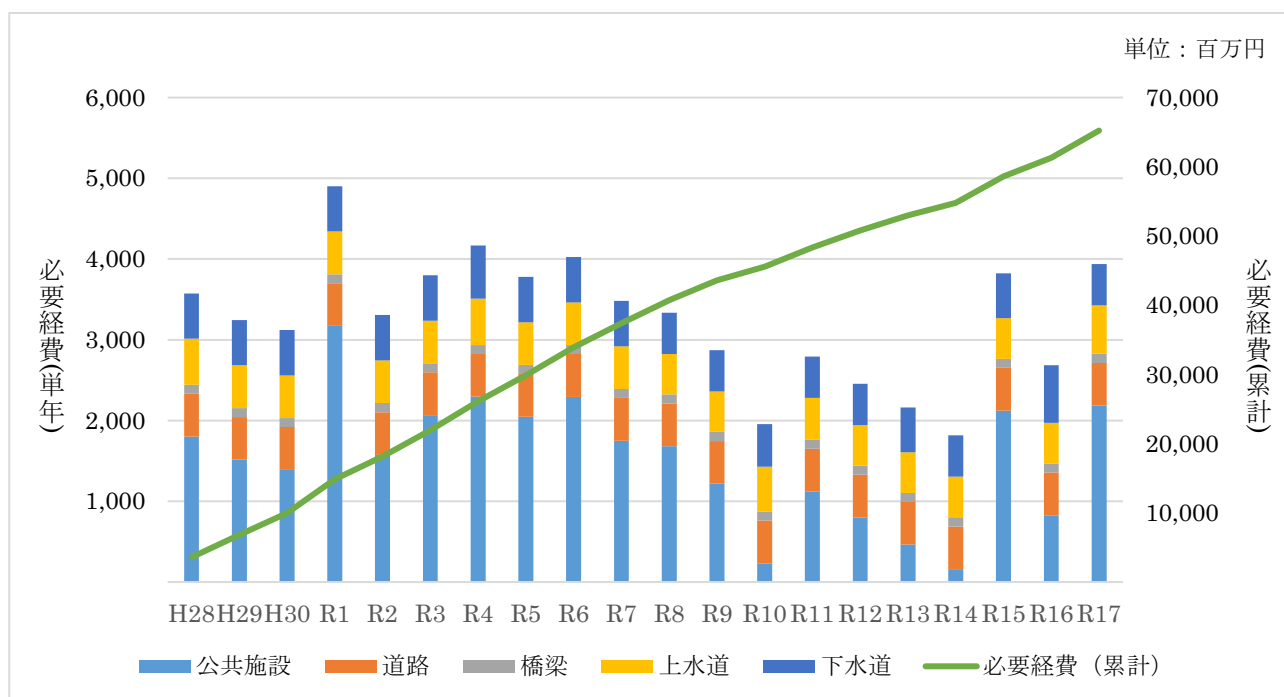
転用前施設名称	転用後施設名	延床面積（㎡）	対策実施年度
旧隼保育所	みどりヶ丘教室	503.27	平成30年度
旧大江保育所	大江地区福祉施設	327.00	平成30年度
旧船岡保育所	船岡地区福祉施設	766.00	令和2年度

第3章 改修・更新に係る経費

1. 全体経費

八頭町の所有する公共施設等（公共施設・インフラ施設）は今後、改修・更新の需要が集中的に到来し、多額の費用が必要となり、平成28年から20年間に必要な改修・更新費用の試算額は、合計で約652億円、年平均で約33億円となる見込みです。

【総改修・更新経費】



2. 公共施設

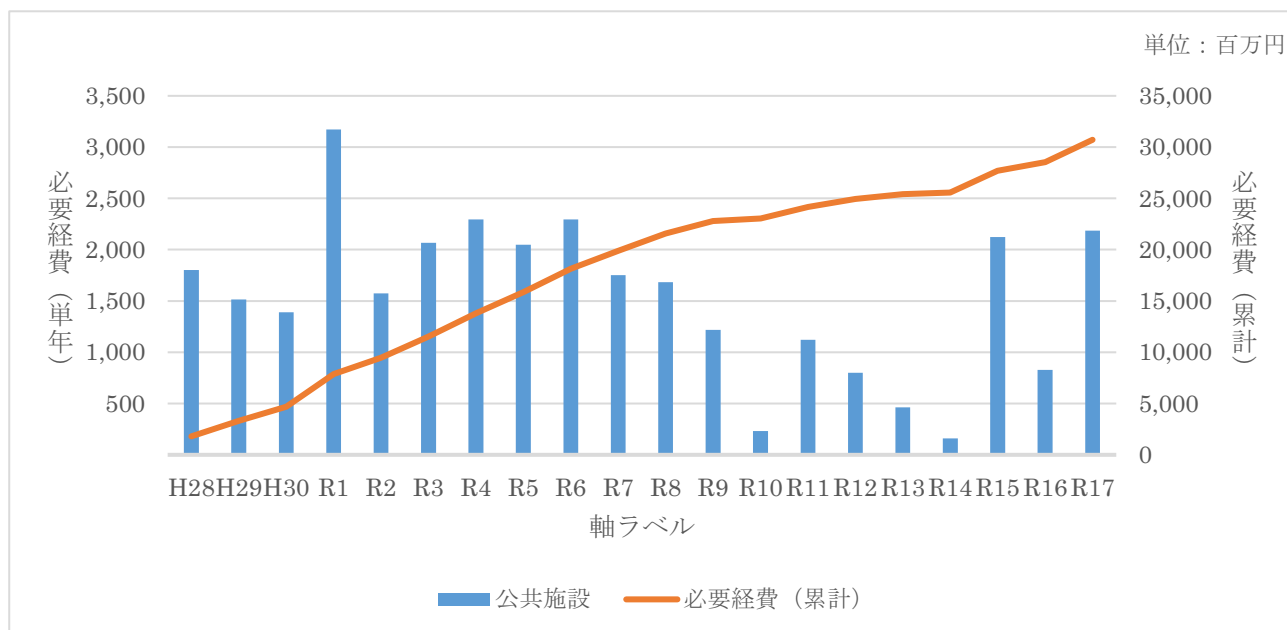
平成28年からの20年間に必要な改修・更新費用の試算額は、合計で約307億円、年平均で約16億円となる見込みです。

平成28年時点で既に大規模改修や更新時期を迎えている施設の必要経費を以降の10年間に平準化した試算をしていることもあり、令和8年まではほぼ毎年20億円程度の費用を想定しています。

その後は年々減少する傾向となりますが、庁舎や学校教育施設、社会教育施設といった大規模な施設のいくつかが大規模改修や更新時期を迎え令和15年と令和17年に、再度多額の経費が必要となる見込みです。

公共施設の統廃合や維持管理費用の抑制、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減や平準化等を検討していく必要があります。

【公共施設の改修・更新に係る経費】



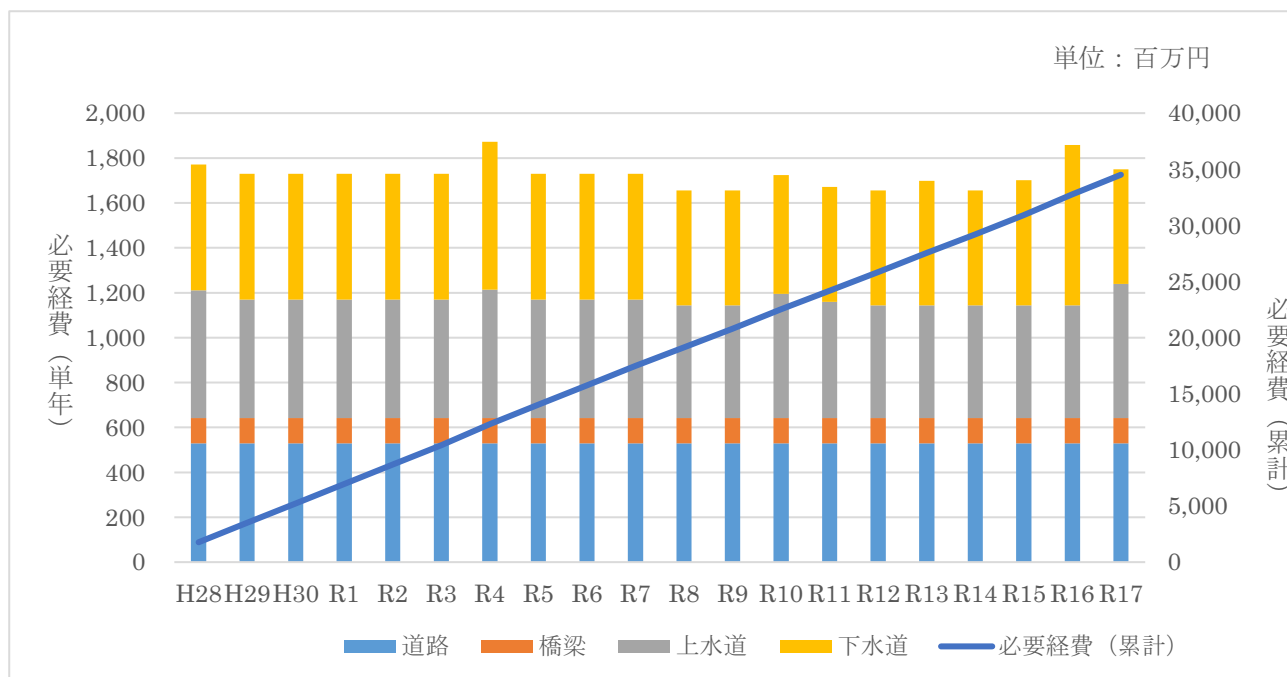
3. インフラ施設

インフラ施設に関して今後20年間に必要な維持管理・更新費用の推計値は、合計で約345億円、年平均で約17億円となる見込みです。

道路・橋梁・上下水道管渠については各施設毎の整備面積・延長をそれぞれの更新年数で割った面積・延長を1年分の更新量と仮定し更新単価を乗じて計算、上下水道関連の建物については公共施設に準じた計算により計算をしています。

今後、適切かつ効果的な維持管理の実施によるトータルコストの縮減や平準化を検討していく必要があります。

【インフラ施設の維持管理・更新に係る費用】



■更新費用の試算方法

【公共施設】

試算の対象：町が普通会計において保有する公共施設。

試算方法：改修・更新に係る経費

総務省公開の「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定と同様とし、建築後30年経過で大規模改修及び60年経過で建替えと仮定して費用を試算した。

- ・現在の施設と同じ面積で更新すると仮定。
- ・推計期間は20年間（基準年：平成28年）とし、施設分類別に設定した更新単価を延床面積に乗じて更新費用を試算。

【インフラ施設】

ア試算の対象

町が保有するインフラ施設のうち、道路（舗装）・橋梁・上下水道管渠及び関連建物。

イ試算方法

公共施設と同じく総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定に準じて費用を試算した。

- ・現在の施設と同じ面積・延長で更新すると仮定。
- ・推計期間は20年間（基準年：平成28年）。
- ・上下水道関連建物については公共施設に準じた計算、それ以外のインフラ施設については各施設の整備面積・延長をそれぞれの更新年数で割った面積・延長を1年分の更新量と仮定し、更新単価を乗じて試算。

○道路

総面積を更新年数15年で割った面積を1年間の更新量とし、更新量に試算単価を乗じて算出。

○橋梁

更新年数を60年とし、構造別面積に試算単価を乗じて算出。

○上下水道関連建物

公共施設に準じた計算方法で算出。

○上水道管渠

更新年数を40年とし、延長に更新単価を乗じて算出。

○下水道管渠

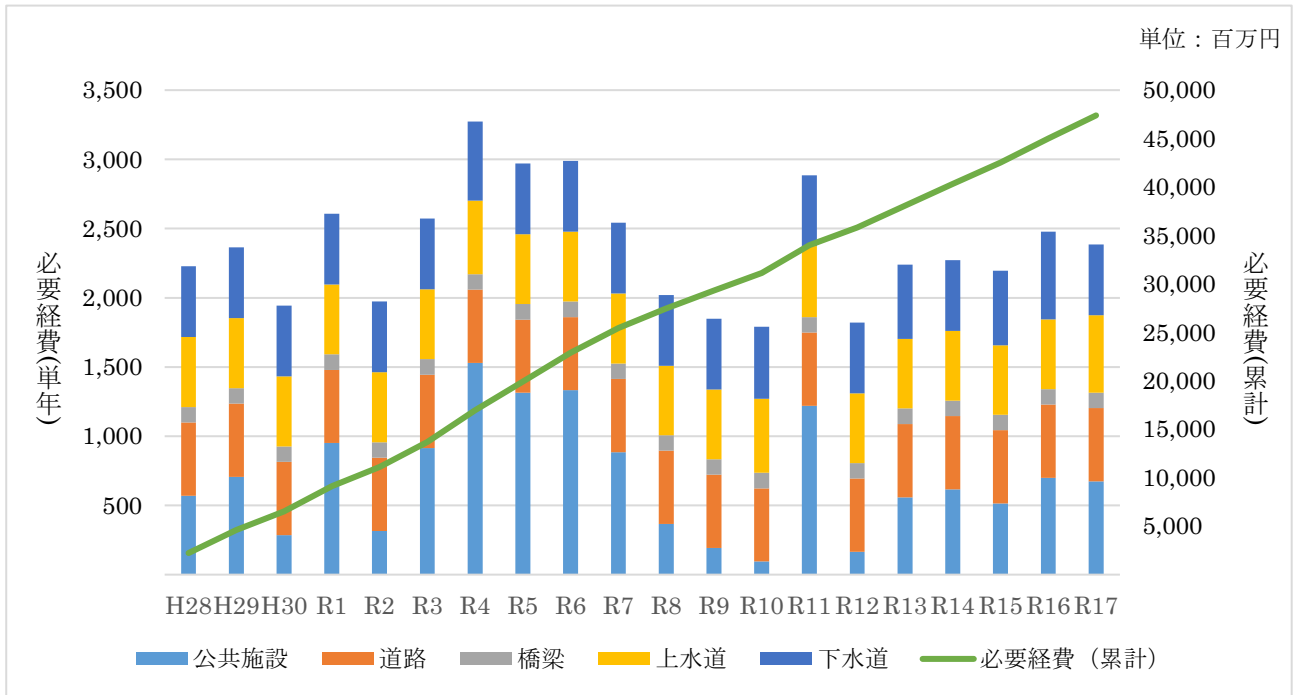
更新年数を50年とし、延長に更新単価を乗じて算出。

4. 長寿命化対策による試算

(1) 全体経費

平成 28 年 4 月 1 日から施設の譲渡及び除却等を反映した令和 3 年 4 月 1 日現在の全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、将来的な更新費用推計額は、従来型の約 652 億円から 474 億円まで減少し、178 億円の縮減効果が期待されます。

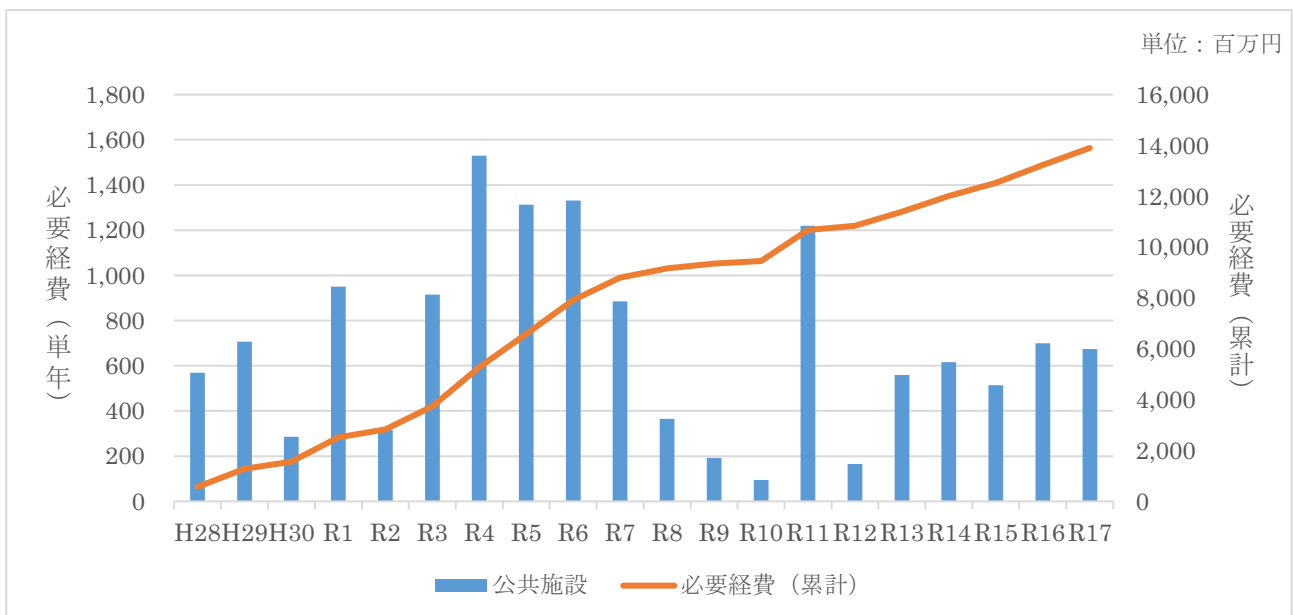
【総改修・更新経費（長寿命化後）】



(2) 公共施設

公共施設のための試算では、従来型の 307 億円から 139 億円まで減少し、168 億円の縮減効果が期待されます。

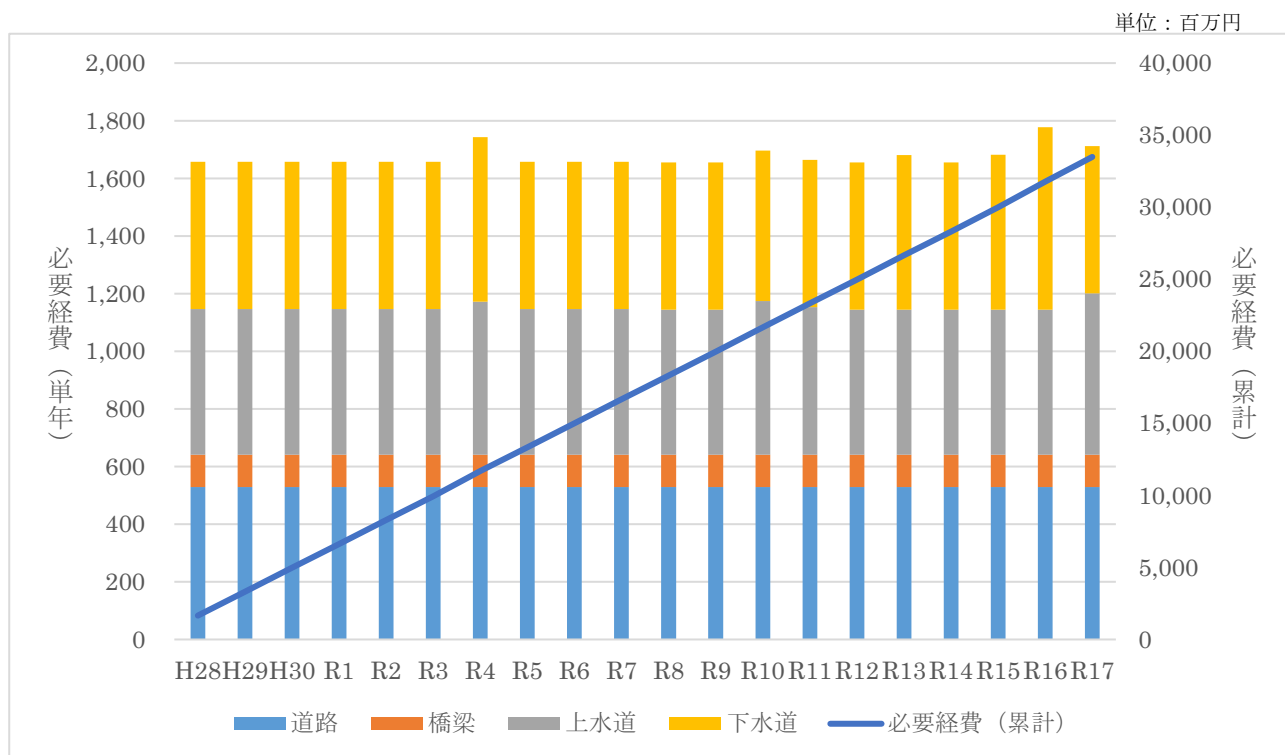
【公共施設の改修・更新に係る経費（長寿命化後）】



(3) インフラ施設

インフラ施設のための試算では、従来型の345億円から334億円まで減少し、11億円の縮減効果が期待されます。

【インフラ施設の維持管理・更新に係る費用（長寿命化後）】



■長寿命化における更新費用の試算方法

建築物後、長寿命化により 40 年後に長寿命化改修及び 80 年経過で建替えと仮定して費用を試算した。

- ・現在の施設と同じ面積で更新すると仮定
- ・推計期間は 20 年間（基準年：平成 28 年）とし、改修・更新に係る経費で設定した更新単価を基準として、施設分類別の長寿命化改修の単価は 6 割、建替えは 10 割を施設分類別の更新単価とし、延床面積に乗じて更新費用を試算

第 4 章 八頭町の現状と課題

1. 人口の推移

平成27年9月に策定（令和2年3月改訂）された「八頭町人口ビジョン」によると、八頭町の総人口は1980年(昭和55年)から1985年(昭和60年)にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。

年少人口(15歳未満)についても、1985年(昭和60年)の4,444人以降減少を続けており、2015年(平成27年)には当該年と比較して半数以下に減少しています。

また老年人口(65歳以上)は、1990年代前半には年少人口を上回り、2005年(平成17年)から2010年(平成22年)にかけて微減しているものの、概ね国勢調査年ごとに1割ずつ増加し、既に年少人口の倍以上

の数値となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の発表した「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、転入や転出などの社会移動も収束しないと仮定すると、2060年（令和42年）には6,000人を下回る人口になると推計されています。

老年人口（65歳以上）は2020年（令和2年）をピークに減少に転じますが、その割合は上昇し続け、2030年（令和12年）には40%を超えると推計されています。

こうした形で少子高齢化の進行と過度の人口減少が進むことにより、生産年齢人口（15歳～60歳）の減少による産業活動の低迷、地域活力の低下、集落機能の維持困難など様々な問題が懸念されます。

八頭町の将来人口推移



この状況に対応するため「八頭町総合戦略」に基づき、人口減少や地域活性化に対する各種施策を実施していく必要があります。

2. 財政状況

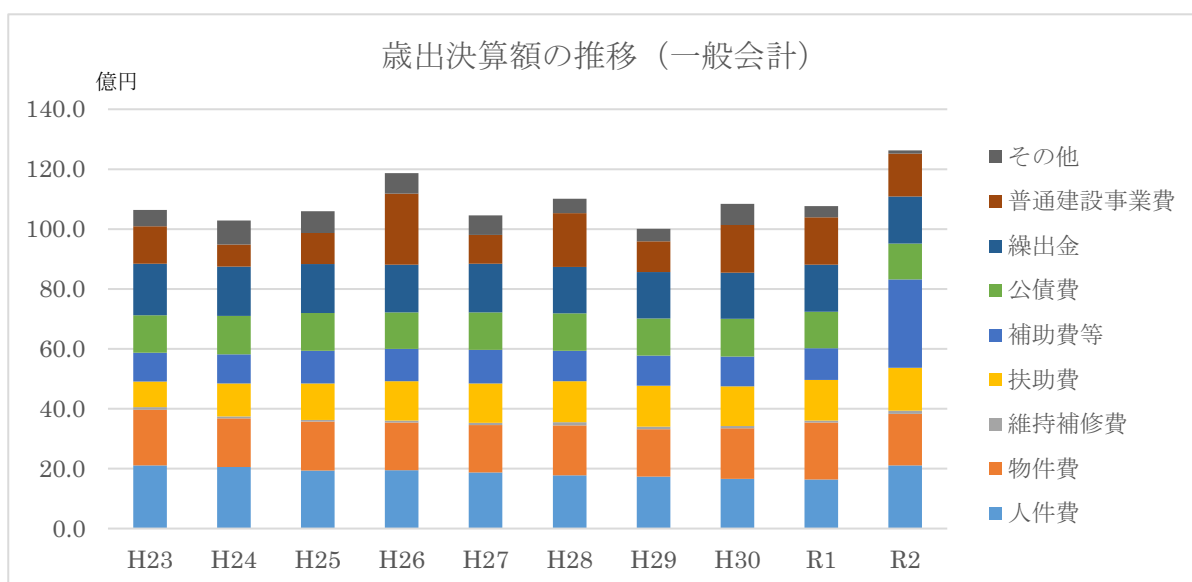
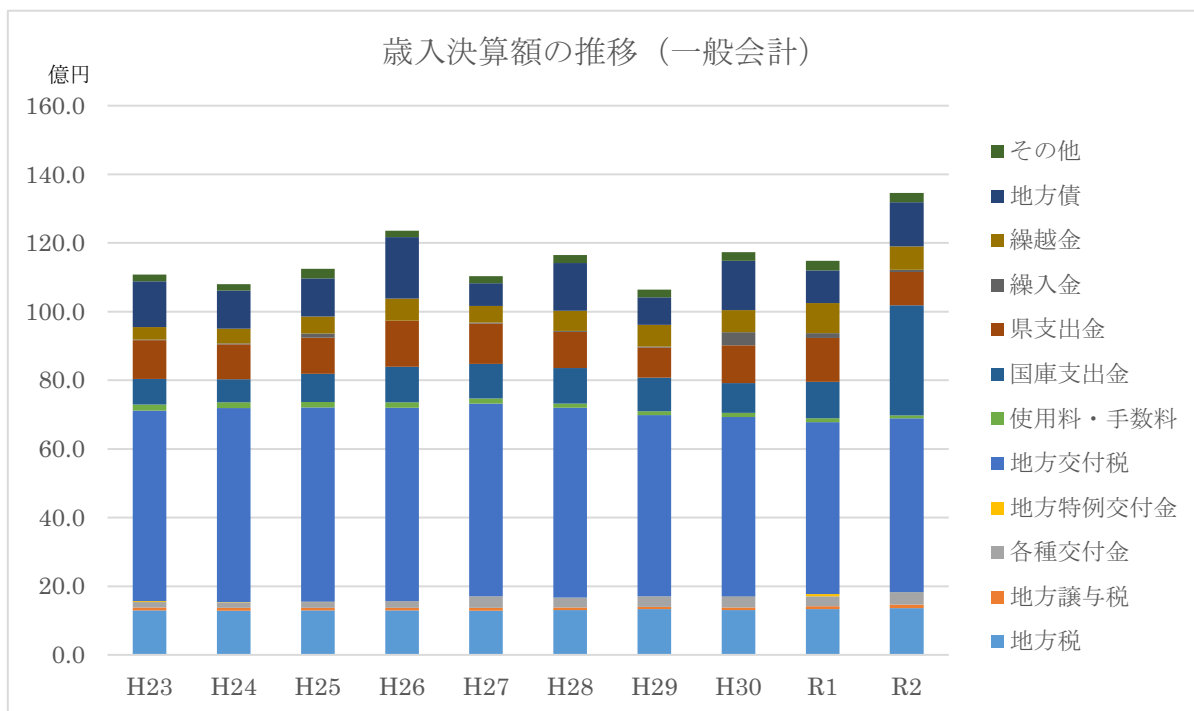
この10年間の財政状況を見ると、まず歳入においては、地方交付税が5割近くを占めるなど国庫補助金や地方交付税などの国の予算に大きく依存した財政構造になっていますが、いまだ地方経済の好転が見られず、町税などの自主財源の増加が見込めない状況にあります。

一方歳入においては、支出が義務的であり任意で削減できない「義務的経費」のうち、人件費と公債費は平成23年度から令和2年度は横ばいしているものの、扶助費は約9億円から約14億円と増加しており、少子高齢化の進展とその対策等のため、今後も扶助費が増加することが見込まれます。

また公共施設を含む社会資本の維持や整備などに係る普通建設事業費及び維持補修費は、各年度の事業によって大きく変動するものの、10年間平均で年間約13億円が支出されています。

合併算定替えによる普通交付税の上乗せ交付が終了し、更に厳しい財政状況となることが予想されているなかで、前述の改修・更新費用の試算結果では年平均約 33 億円が必要と見込まれており、財政負担を軽減させるため土地・建物等の町有財産の総量を縮小し、将来にわたる資産保有に要するコストを削減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取り組みが一層求められます。

【グラフ 財政推移等】



第5章 公共施設の適正管理に関する基本的な考え方

1. 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画の内容を適宜見直すものとします。

2. 計画の対象財産

対象とする財産は、町が保有する全ての庁舎・学校等の公共施設及び道路・水道等のインフラ施設とします。

3. 基本方針

社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要があります。

上記の取り組みを推進するために、以下の3本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいくこととします。

1. 「あり方を見直す」

各施設が建設された当時から現在に至るまでの間に社会情勢や生活状況は大きく変化していますが、これに伴って施設に対して求められるものも変化していると考えられます。

ついてはこれらを踏まえたうえで施設の役割を見直し、施設数や施設配置の適正化を図ります。

なお適正化にあたっては、厳しい財政状況を考慮しつつ将来負担も踏まえながら全体量を減少させる方向で進めることとします。

2. 「上手に活用する」

今後の財政運営を進めていくうえで既存の公共施設を上手に活用していくことは非常に重要であり、これまでの使用状況にとらわれない柔軟な発想で、利用率の向上や有効活用を図る必要があります。

活用にあたって施設の整備が必要となる場合がありますが、費用の縮減や平準化に加えて長寿命化にも考慮した整備を進めていくこととします。

3. 「効率化を図る」

限られた財源の中で公共施設を効率的に維持し活用していくためには、全町的な視点から施設に関する情報を把握し、管理・運営していくことが必要です。

また、他の自治体等との連携による施設の広域利用や民間活力の有効活用も今後検討していく必要があります。

施設利用の実状を踏まえ、必要不可欠な行政サービスとは何か検討を進めながら効率化に取り組んでいきます。

以上の取組みにあたっては、利用状況の把握及び関係する地域住民との協議を充分に行ったうえで相互理解を図りながら進めていくこととします。

4. 取組体制

これまで各施設の維持管理や更新等については、各所管部署ごとに行っていましたが、本計画の策定を機に、今後は町有資産の適正管理や活用方法についての全庁的な検討を行うための新たな組織を立ち上げ、関係部署を横断した効果的な取り組みを推進します。

また、PDCAサイクルにより取り組み成果の評価、効果の検証を行いながら継続的な取り組みを行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行います。

5. 情報管理・共有の実施方針

それぞれの施設の特性に応じた情報（維持管理コスト、利用状況等）の蓄積・管理を行い、維持管理に必要な情報の確実な継承と組織的な共有を推進します。

当面は各施設所管部署の実情に応じて、データベース等により情報管理を行い各種データの整合・調整を進め、将来的には固定資産台帳との整合性も検討していきます。

6. 固定資産台帳の活用

平成28年度に整備する固定資産台帳を活用して、現在使用している財産はもとより、未利用となっている財産についても現状を正確に把握し、適正な維持管理を行っていきます。

また、未利用財産の売却や貸付けなど効率的な利活用を図っていきます。

7. 環境等への配慮

公共施設の整備は、計画から建設、運用、除却に至るまで、大量の資材とエネルギーを必要とし、常に環境に負荷を与えているといえます。公共施設における環境対策を推進するため、環境負荷低減に配慮した施設整備を推進していきます。

- ・施設照明設備のLED化を進め、温室効果ガス排出量を削減していきます。
- ・設備機器などの老朽更新時には、設備機器等のエネルギー消費の高効率化を推進しています。
- ・再生可能エネルギーの利用、木材利用を推進し、省エネ・低炭素化を目指した施設整備を検討します。

第6章 基本方針の具体的な取り組み

第5章で述べた、今後の基本方針となる3つの柱を基に以下の具体的な取り組みを行っていきます。

1. 「あり方を見直す」

(1) 公共施設の適正配置

公共施設の建築（改築・改修を含む）を計画する場合は、既存施設への併設や統廃合、複合化、多機能化を基本とするとともに維持管理が容易な構造を採用するなど、施設運営時の維持管理費の縮減を図ります。

また、社会情勢の変化に伴う必要性について、まちづくりの視点で検討し、災害対策や町民のニーズも考慮した公共施設の再配置を行います。

(2) 施設の廃止、譲渡等

特定の地区の住民や特定団体等利用者が固定している公共施設については、関係する団体等への譲渡等を検討します。

民間事業者によるサービス提供が定着しており、民間事業者が施設を所有することによってより効果的な活用が見込まれる公共施設については、当該事業者への移転、譲渡も含めたあり方を検討します。

利用率の低い公共施設については、地域住民の生活範囲も考慮に入れつつ、その機能を他の施設に移転させたいうで除却又は売却、貸付などを検討します。

2. 「上手に活用する」

(1) 資産の有効活用

利用率の低い公共施設については、用途の変更や余剰スペースに他の公共施設の機能を移転させる等の取組みにより、今ある公共施設の有効活用を図ります。

なお施設の統廃合によって生じる空き施設については、新たな行政利用を優先し、次に地域での利用または企業等民間団体による利用の順を基本としたうで、全町的な視点から考えた施設の必要性や地域間のバランス等を考慮しながら有効活用に向けた検討を行います。

(2) 長寿命化

公共施設の保全に関して、これまでは破損・故障が生じた場合の対症的な「事後保全」が大半でした。しかし、適切な維持管理の時期を先延ばしすることによって劣化が進行し、施設本来の寿命を短縮してしまう場合もあります。

については、今後は破損、故障が発生する前に計画的な維持を行う「予防保全」に転換し、施設の長寿命化、保全費用の削減による予算の平準化を図っていきます。

また、施設点検マニュアルを作成して定期点検を実施し、必要に応じて専門家による診断を実施するなど、限られた財源や人材でできることを行っていきます。

(3) 機能強化

利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、不特定多数の人が利用する施設については、更新時にユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設の整備を行います。

3. 「効率化を図る」

(1) 効率的な維持管理の実施

各施設の点検履歴や診断履歴・修繕履歴等を管理・共有するシステムを構築し、状態の正確な把握に努めるほか、メンテナンスに活用していきます。

施設更新にあたっては、既存施設を活用することを前提に代替施設を検討したうえで計画を立案します。

計画立案に際しては品質、機能、立地等に基づく検討を行い、全町的な視点で必要規模を精査したうえで更新を行っていきます。

(2) 他団体との相互利用及び共同設置

公共施設の更新にあたっては効率的な運営の観点から、町が全てを整備、運営することを前提とせず、国や県の施設の相互利用や近隣市町などとの共同設置も検討します。

(3) 民間活力の活用

国は、公共施設の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することによって効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、PPP/PFI等の施策を推進しています。

本町においても町の実状を踏まえたうえで有効性を検討し、機能の維持・向上や改修・更新を含めた管理運営に係るコストの縮減につながるものであれば活用を図ります。

※「PPP/PFI」：行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うことをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼びます。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、PPPの代表的な手法で、公共事業等の設計、建設、維持管理及び運営にあたって、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

第7章 施設類型毎の方向性

今後、前述の第5章及び第6章に基づき、各部署が共通認識のもとで各公共施設等の適切な維持管理・更新等が行えるよう取り組みを行います。それらの共通方針に加えて、施設の特性に応じた管理に関する基本的な考え方である「施設類型毎の基本方針」を以下のとおりを定めます。

なお、各施設の所管部署においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて個別の施設計画等を策定するなどして、より効率的・効果的な管理を計画的に推進することとします。

【施設類型毎の今後の方向性】

1. 公共施設

(1) 庁舎

対象施設	役場本庁舎、船岡庁舎、八東庁舎
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・本庁舎、八東庁舎は建築後 50 年近く経過しており、施設の老朽化が進んでいるが、耐震補強は実施している。・船岡庁舎は建築後 30 年近く経過しており、設備の老朽化が進んでいる。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。・本庁舎の建替えについて検討する。

(2) 学校教育施設

代表対象施設	八頭中学校、郡家西小学校等
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・小学校の半数は建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいるが、耐震補強は実施している。・船岡地域及び八東地域の小学校を統合し、平成 29 年 4 月から船岡小学校、八東小学校を開設。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。・統廃合により廃止された施設については、他の用途や民間事業者等による活用を検討する。

(3) 社会教育施設

代表対象施設	中央公民館、郡家図書館、八東体育文化センター等
施設概要	<ul style="list-style-type: none">・各地域における社会教育、生涯学習の拠点として設置。・多くの施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。

方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、可能なものについては他施設との統廃合や多機能化などを検討する。 ・継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。
-------	--

(4) 社会体育施設

代表対象施設	郡家体育館、隼プール、八東総合運動公園等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの振興と住民福祉の向上を目的とする。 ・約半数の施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、可能なものについては他施設との統廃合や多機能化などを検討する。 ・継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。

(5) 公民館・集会所

代表対象施設	各改善センター、各集会所等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・集落等の地域コミュニティ活動の拠点として設置。 ・約半数の施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、必要性や利用度が著しく低下している施設は統廃合を検討。 ・利用状況を考慮し、可能なものについては集落等への譲渡等を検討する。検討にあたっては集落等と十分に協議し、合意形成を図ることとする。

(6) 児童福祉施設

代表対象施設	郡家保育所、子育て支援センター、船岡児童クラブ、八東児童館等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、児童の心身ともに健やかな育成を目的として設置。 ・約半数の施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。 ・船岡地域及び八東地域の保育所の統廃合を進めており、平成 29 年 4 月より船岡保育所を、平成 31 年 4 月より八東保育所を開設した。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、可能なものについては他施設との統廃合や多機能化などを検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して使用する施設については予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。 ・統廃合により廃止された施設については、他の用途での活用を検討する。
--	---

(7) 保健・福祉施設

代表対象施設	郡家保健センター、済美地区福祉施設等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康づくりや社会福祉推進の拠点として設置。 ・いくつかの地域福祉施設は廃止となった施設を改修して利用している。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度も活用しながら、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。 ・今後、他施設への集約化や複合化も検討する。

(8) 観光施設

代表対象施設	姫路公園、竹林公園、八東フルーツ総合センター等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興や観光サービスの向上、自然景観を有効活用した観光の振興を目的として設置。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度も活用しながら、適切な維持管理による施設の長寿命化と来場者の増加を図る。 ・可能なものについては指定管理者への譲渡等も検討する。

(9) 農業関係施設

代表対象施設	各農機具保管庫、各共同作業場等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象地域及び団体に貸し付けている。 ・多くの施設が建築後30年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、必要性や利用度が著しく低下している施設は統廃合を検討。 ・利用状況を考慮し、可能なものについては利用団体等への譲渡等を検討する。検討にあたっては関係者と十分な協議を行うこととする。

(10) 町営住宅

代表対象施設	各団地・改良住宅等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、生活の安定と社会福祉の増進を目的として設置。

	<ul style="list-style-type: none"> ・半数近い施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化を考慮した長寿命化計画を策定し、建替や計画的な修繕・改善により既存の住宅を有効活用しつつ効率的・効果的な整備・廃止を図る。

(11) 消防・防災施設

代表対象施設	八東地区第 1 分団消防車庫、各消防格納庫、防災備蓄倉庫等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の災害から町民を守ること及び災害時に必要となる物資等の備蓄を目的に設置。 ・半数近い施設が建築後 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいる。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数や劣化度を把握したうえで予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。

(12) その他施設

代表対象施設	除雪車車庫、郡家駅前自転車置場、バス車庫等
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各種車庫や自転車置場、廃止による未利用施設等を分類している。
方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方を見直し、必要性や利用度が著しく低下している施設は統廃合を検討。 ・貸付を行っている施設については、相手先への譲渡を検討する。 ・継続して利用する施設については、耐用年数や劣化度を把握したうえで予防保全に取り組み、適切な維持管理による施設の長寿命化を図る。

2. インフラ施設

(1) 道路施設

- ・橋梁については、5年毎に近接目視による点検を行って健全性を評価し、必要に応じて「八頭町道路橋長寿命化修繕計画」の見直しや更新による計画的な維持管理を行うことにより、トータルコストの縮減と予算の平準化を図る。
- ・トンネルについても5年毎に近接目視による点検を行って健全性を評価し、今後策定する長寿命化修繕計画に基づいた取組みにより、トータルコストの縮減と予算の平準化を図る。
- ・道路構造物などその他の施設については、通常パトロール等によって状況を確認し、必要に応じて補修や更新を行う。

(2) 河川管理施設

- ・出水時前や台風期前の点検や定期的な巡視等を実施することによって河道や堤防等の現況把握に努め、予防保全による維持管理を導入することにより河川管理施設の機能の維持を図る。

(3) 上水道施設

- ・管路施設および水道施設（水源地、配水池、減圧施設等）では、中長期的視点にたったメンテナンスサイクルを構築し、これに基づく維持管理と改修更新等を着実に実施することによってトータルコストの縮減と平準化を図る。
- ・環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指す。
- ・良質な水道サービスを持続的に提供していくため、維持管理の効率化とトータルコストの縮減により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげる。

(4) 下水道施設

- ・管路施設および終末処理場における機械・電気設備では長寿命化計画及び最適整備計画を策定しており、これに基づく維持管理と改築更新等を着実に実施することにより、トータルコストの縮減と平準化に向けた取り組みを行う。
- ・今後は、終末処理場における土木・建築設備等に対してもメンテナンスサイクルを構築し、更なる維持管理コストの縮減と平準化への取り組みを推進する。
- ・上水道施設と同様に、環境や社会生活活動に大きく影響する設備については予防保全または時間計画保全の維持管理を行う一方、影響が小さく応急処置が可能な設備等については事後保全の維持管理とするなど、重要度に応じた適切な維持管理を実施し、維持管理の適正化によるトータルコストの縮減を目指す。
- ・良質な下水道サービスを持続的に提供していくため中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があり、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。
- ・隣接する他処理区との統合などを盛り込んだ下水道関連施設の統合計画を策定し、維持管理に必要なとなるコストの縮減に向けた検討を行う。

(5) 林道施設

- ・利用者などとの連携による維持補修に努めるとともに、予防保全的な補修・補強などを推進することで、効率的・計画的な維持管理を行う。

(6) 情報基盤設備

- ・ 損傷防止のため計画的な保全・長寿命化に取り組み、光ケーブル劣化に伴う維持管理費の縮減に努め、今後の維持管理・更新のためのコストの縮減に向け効果的な整備を行う。
- ・ 定期点検の実施による改修箇所早期発見、予防保全型の維持管理を行い、長寿命化と更新時期の分散を図る。

○用語集

用 語	内 容
公共施設等	八頭町が所有する建築物その他の工作物のこと。 具体的には、庁舎や学校などの公共施設、道路・橋りょうや上下水道関連などのインフラを含む。
インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。 産業や生活の基盤として整備される施設等。
インフラ長寿命化基本計画	道路や上下水道などの公共インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、2013年11月29日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された、戦略的に公共インフラの維持管理・更新を進めるための基本方針。 今後、基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画（＝公共施設等総合管理計画）の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。
地方交付税	全国一律の行政サービスが受けられるように、国税の一部を財源として国が一定基準により市町村に交付するもの。
義務的経費	一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。 人件費、扶助費および公債費の3つからなる。
人件費	職員の給料や議員の報酬など。
扶助費	生活保護法や児童福祉法などに基づき公的扶助制度の一環として対象者に支給する費用のこと。
公債費	国や地方自治体の借入金を返済するために必要な経費。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。
維持補修費	公共用施設等の維持管理の経費。
合併算定替え	市町村の合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障害を除去するための財源不足額の算定に係る特例措置。 最初の10ヶ年度は合併関係市町村がなお存続するものとして計算し、合算した額を下回らない額を保障し、11年度目以降はその額を縮減させていくこととされている。

PDCAサイクル	事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクル。
事後保全	施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理方法。
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより機能の保持・回復を図る管理方法。
時間計画保全	予防保全のうち、経過時間や作動時間に基づいて実施する故障予防のための措置を行うこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別といった差異、障害や能力を問わずに利用することができる施設・製品等の設計。
トータルコスト	中長期的な視点から見た一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計。
メンテナンスサイクル	対象施設について点検・診断を行い、その結果等に基づき必要とされる対応を適切な時期に、着実かつ効率的に実施すると同時に、これらの取り組み後の施設の状態や対応の履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用していくこと。
経営戦略	<p>公営企業等が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。</p> <p>施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）により、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画である。</p> <p>組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することが求められる。</p>

○参考資料

施設分類別公共施設一覧

令和3年4月1日時点

分類	施設名	
庁舎	八頭町役場本庁舎	八頭町役場船岡庁舎
	八頭町役場八東庁舎	

学校教育施設	郡家西小学校	郡家東小学校
	船岡小学校	八東小学校
	八頭中学校	

社会教育施設	中央公民館	郡家西地区公民館
	郡家東地区公民館	船岡地区公民館
	大江地区公民館	済美地区公民館
	隼地区公民館	丹比地区公民館
	八東地区公民館	安部地区公民館
	郡家図書館	船岡図書室
	八東図書室	郡家陶芸ハウス
	八東体育文化センター	八東陶芸棟
	郡家人権啓発センター	船岡人権啓発センター
	中央人権啓発センター	

社会体育施設	郡家体育館	大御門体育センター
	船岡トレーニングセンター	隼国民体育館
	八東ふれあいスポーツセンター	郡家武道場
	郡家野球場	隼プール
	郡家運動場	船岡運動場
	船岡屋内ゲートボール場	交流広場（乗馬場）
	八東総合運動公園	

分 類	施 設 名	
公民館・集会所	上私都改善センター	下私都改善センター
	国中改善センター	中私都改善センター
	姫路集会所	野町集会所
	老人憩の家 東市場長壽荘	東市場公会堂
	老人憩の家 万代寺荘	上万代寺集会所
	老人憩の家 国中荘	東郡家転作促進研修会館
	老人憩の家 土師百井荘	国中二区集会所
	久能寺地区会館	土師百井集会所
	新庄公民館	薬師団地集会所
	橋本生活改善センター	新庄集会所
	上野地区会館	下野生活改善センター
	隼福老人憩の家	隼福集会所・地区会館
	見槻集会所	隼郡家生活改善センター
	大江多目的集会施設	志子部集会所
	中村加工交流センター	上町多目的集会所
	下日下部多目的集会施設	水口でこの館
	上徳丸多目的集会施設	鍛冶屋多目的集会施設
	下南地区会館	日田構造改善センター
	才代二集会所	細見地区生活改善センター
	下南老人憩の家	中南集会所
	中南集会所・中南老人憩の家	才代集会所
	下徳丸農林家活動促進センター	東二老人憩の家
	富枝集落公民館	才代二老人憩の家
	新興寺はたるの館	皆原農村婦人の家
	志谷清流の館	茂田集落公民館
	安井宿麒麟獅子舞伝承館	桜ヶ丘集会所
	用呂集会所	佐崎部落ふれあい館
	横田公民館	

分 類	施 設 名	
児童福祉施設	郡家東保育所	郡家保育所
	国中保育所	船岡保育所
	八東保育所	子育て支援センター
	わんぱく児童クラブ	第2 わんぱく児童クラブ
	船岡児童クラブ	ひまわり児童クラブ
	東市場児童館	八東学童クラブ
	国中二区児童館	上万代寺児童館
	新庄児童館	土師百井二児童館
	隼福児童館	上野児童館
	下南児童館	八東児童館

保健・福祉施設	郡家保健センター	郡家総合福祉施設多目的広場（ドーム）
	船岡保健センター	八東保健センター（男女共同参画センター）
	上私都地区福祉施設	中私都地区福祉施設
	下私都地区福祉施設	東郡家地区福祉施設
	済美地区福祉施設	大江地区福祉施設
	船岡地区福祉施設	

観光施設	姫路公園	姫路公園やまめ供給施設
	体験農園管理棟	物産館みかど
	天満山公園	竹林公園
	竹細工研修施設	竹炭研修施設
	徳丸体験農園管理棟	八東ふるりの森
	八東フルーツ総合センター	フルーツの里食文化伝承館
	やずミニSL博物館	

農業関係施設	農産物加工貯蔵施設	国中畜産団地
	共同畜舎糞尿処理施設	国中二区農機具保管庫
	久能寺農機具保管庫	土師百井二農機具保管庫
	土師百井二共同作業所	国中二区共同作業所

	上万代寺農機具保管庫	上万代寺共同作業所
--	------------	-----------

分類	施設名	
農業関係施設	東市場農機具保管庫	東市場共同作業所
	私都しいたけ不時栽培施設	明辺農産物共同集出荷施設
	郡家中山果樹栽培施設	新庄ライスセンター
	船岡しめじ栽培施設	新庄果樹栽培施設
	船岡大型農機具保管庫	船岡大型共同作業場
	上野農機具保管庫	上野ライスセンター
	隼大型共同作業場	隼福ライスセンター
	才代二農機具保管施設	八東水稻育苗施設
	才代二東二ライスセンター	東二農機具保管施設
	下南農機具格納庫	中南農機具保管施設
	中南共同作業所	才代二共同作業所
	中南下南ライスセンター	下南共同作業所
	中南椎茸不時栽培施設	東二椎茸不時栽培施設
	八東椎茸菌床培養施設	下南椎茸不時栽培施設
	才代二水耕野菜栽培施設	大口堰操作室
	新井手堰操作室	

町営住宅	落岩団地	金石団地
	すくも塚団地	東郡家団地
	稲荷団地	国中1区団地
	あづま団地	東市場団地
	丸山団地	大江団地
	薬師団地	下野団地
	下南団地	新興寺団地
	北山団地	才代二改良住宅
	八東第1団地	八東第2団地
	下南改良住宅	

分 類	施 設 名	
消防・防災施設	郡家地区第1・2分団消防車等格納庫	郡家地区第3分団消防車格納庫
	船岡地区第1・2分団消防車庫・詰所	八東地区第1分団消防車庫
	八東地区第2分団消防車庫	八東地区第3分団消防車庫
	国中二区消防格納庫	東市場消防格納庫
	花地区除雪機・小型ポンプ格納庫・ゴミステーション複合施設	
	上野上消防ポンプ保管庫	隼福消防車庫
	才代二消防機械格納庫	東二消防機械格納庫
	中南消防車庫格納庫	下南消防車庫格納庫
	防災備蓄倉庫（郡家地域）	防災備蓄倉庫（船岡地域）
	水防倉庫	

その他施設	八頭町学校給食共同調理場	旧船岡学校給食共同調理場
	旧八東学校給食共同調理場	旧郡家学校給食共同調理場車庫
	旧市場駐在所	旧中南県営住宅
	旧農業共済車庫	旧農業共済検査室
	おためし住宅（旧才代駐在所）	旧才代二椎茸不時栽培施設・作業棟
	中央公園トイレ	郡家運動場トイレ
	町長車庫	スクールバス車庫（麻生1）
	スクールバス車庫（麻生2）	スクールバス車庫（郡家）
	スクールバス車庫（船岡）	さんさんバス車庫（私都大江線）
	さんさんバス車庫（細見線）	除雪車庫
	ロータリー車庫	除雪機械等格納庫
	郡家駅コミュニティ施設	河原駅舎
	国中一区駅前トイレ	郡家駅前自転車置場
	堀越自転車置場	河原駅前自転車置場
	若桜鉄道 因幡船岡駅	若桜鉄道 隼駅
	若桜鉄道 安部駅	若桜鉄道 八東駅
	若桜鉄道 徳丸駅	若桜鉄道 丹比駅
プレハブ書庫	八東川水辺プラザ河川公園管理棟	

分 類	施 設 名	
その他施設	上私都活性化施設	国中活性化施設
	林構機械保管庫	国際交流員宿舎
	森下ロード 水車小屋	芦津歯科医院
	ひかる会船岡作業所	八東地域福祉センター
	鍛冶屋温泉ポンプ室	八東大型共同作業場
	旧丹比保育所	旧八東保育所
	旧安部保育所	旧隼保育所
	旧丹比小学校	旧八東小学校
	旧安部小学校	旧大江小学校
	旧隼小学校	旧船岡中学校
	旧ひまわり児童クラブ	隼L a b. コンテナオフィス
	中私都グラウンド芝生広場倉庫	中私都屋外トイレ
	※若桜鉄道関連施設	